

## 10 - 16 生活衛生関係営業に係る災害時支援協定（業務衛生課）

愛媛県（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県生活衛生同業組合連合会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、乙の会員である生活衛生同業組合（以下「組合」という。）が実施する支援業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における避難者の生活衛生の向上を図るために必要な業務に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、業務を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（業務及び対象組合）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 避難所等での理容、美容、クリーニングのボランティアの実施
- (2) 炊き出しのボランティアとしての人員の派遣
- (3) 避難所等としての施設の提供
- (4) 入浴施設の開放、入浴の便宜供与
- (5) 救援物資の提供

2 本協定の対象となる組合及び具体的な業務は別表のとおりとする。

（業務の提供及び報告）

第4条 乙は、甲から第2条に定める要請があったときは、組合間の調整を行ったうえで、業務の提供を行う組合を決定するものとする。

2 前項で決定された組合は、可能な限り、避難所又は組合員の営業施設等において業務の提供を行うものとする。

3 前項の業務の提供を行った組合は、業務が完了したときは、速やかに業務実施状況を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙の業務の提供に要する経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、甲が別途負担すると認めたものについてはこの限りでない。

(有効期間)

第6条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないかぎり、その効力を継続する。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年11月2日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県

知事 中村時広

愛媛県松山市本町7丁目2

乙 社団法人愛媛県生活衛生同業組合連合会

会長 大森利夫

別表（第3条関係）

対 象 組 合 及 び 業 務

組 合 名	業 務
愛媛県理容生活衛生同業組合	避難所等での理容ボランティア
愛媛県美容業生活衛生同業組合	避難所等での美容ボランティア
愛媛県クリーニング業生活衛生同業組合	被災者の毛布、衣料等の洗濯ボランティア
愛媛県興行生活衛生同業組合	簡易避難所としての場所の提供
愛媛県公衆浴場業生活衛生同業組合	入浴施設の開放、被災者に対する入浴の便宜供与
愛媛県旅館ホテル生活衛生同業組合	避難所等としての施設の提供
愛媛県食肉商業生活衛生同業組合	救援物資の提供
愛媛県中華料理生活衛生同業組合	救援物資の提供、炊き出しのボランティアの派遣
愛媛県料飲業生活衛生同業組合	救援物資及び施設の提供、炊き出しのボランティアの派遣
愛媛県すし商生活衛生同業組合	救援物資の提供、炊き出しのボランティアの派遣
愛媛県食鳥肉販売業生活衛生同業組合	救援物資の提供
愛媛県喫茶業生活衛生同業組合	救援物資の提供、炊き出しのボランティアの派遣
愛媛県社交飲食業生活衛生同業組合	救援物資の提供